

## 下水道への排水基準

対象物質又は項目		対象者			終末処理場を有する公共下水道の使用者		
排出量 (m³/日)		特定期以上		特定期未満		非特定期	
条例で定める基準		温度		45°C (40°C)		45°C (40°C)	
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380		380	
		水素イオン濃度		5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)		5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	
		生物化学的酸素要求量		600(300)		600(300)	
		浮遊物質量		600(300)		600(300)	
		沃(ヨウ)素消費量		220		220	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5		5	
			動植物油脂類含有量	30		30	
		窒素含有量		240(150)		240(150)	
		燐含有量		32(20)		32(20)	
		フェノール類		5		5	
		銅及びその化合物		3		3	
		亜鉛及びその化合物		2		2	
		鉄及びその化合物(溶解性)		10		10	
		マンガン及びその化合物(溶解性)		10		10	
		クロム及びその化合物		2		2	
		カドミウム及びその化合物		0.03		0.03	
		シアノ化合物		1		1	
		有機燐化合物		1		1	
		鉛及びその化合物		0.1		0.1	
		六価クロム及びその化合物		0.5		0.5	
		砒素及びその化合物		0.1		0.1	
		水銀及びアルキル水銀		0.005		0.005	
		その他の水銀化合物					
		アルキル水銀化合物		検出されないこと		検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル		0.003		0.003	
		トリクロロエチレン		0.1		0.1	
		テトラクロロエチレン		0.1		0.1	
		ジクロロメタン		0.2		0.2	
		四塩化炭素		0.02		0.02	
		1・2-ジクロロエタン		0.04		0.04	
		1・1-ジクロロエチレン		1		1	
		シスー1・2-ジクロロエチレン		0.4		0.4	
		1・1・1-トリクロロエタン		3		3	
		1・1・2-トリクロロエタン		0.06		0.06	
		1・3-ジクロロプロペン		0.02		0.02	
		チウラム		0.06		0.06	
		シマジン		0.03		0.03	
		チオベンカルブ		0.2		0.2	
		ベンゼン		0.1		0.1	
		セレン及びその化合物		0.1		0.1	
		ほう素及びその化合物		230		230	
		ふつ素及びその化合物		15		15	
		1・4-ジオキサン		0.5		0.5	
		ダイオキシン類		10		10	

生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で処理場から放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を排出下水の水質基準として条例で定められている。

- (注) 1. 単位は、水素イオン濃度は、水素指数、ダイオキシン類はpg/l、その他はすべてmg/lで示す。  
 2. 内は、直罰対象の排除基準を示す。  
 3. 内は、除外施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。  
 4. 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。  
 5. 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。  
 6. 窒素含有量、燐含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水についてのみ定められる。  
 7. 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量、燐含有量の括弧内には、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。  
 8. 窒素含有量、燐含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。  
 9. フェノール類からセレン及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその値が基準となる。  
 10. フェノール類からフッ素までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により幅切りが縮小されているときは50K/日未満の事業場も直罰の対象となる。  
 11. 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が定められているときは、その基準が限度となる。  
 12. ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物については、海域を放流先とする下水道に接続する場合である。